

平松一夫君（その2）

本年2月20日企業会計審議会の会長に就任。企業会計審議会は金融庁の諮問機関。戦後日本の企業会計を強力にリードしてきた組織。そのトップにゼミ仲間。自慢の友人である。会う人毎に彼の宣伝をしている私。「虎の威を借りる狐」と言われてもやむを得ない。



（竹内）

セルフメディケーション税制 （医療費控除の特例）について

個人が医療費を支出した際、一定額について個人所得税から控除できる制度、いわゆる医療費控除制度について、これと選択適用できるセルフメディケーション制度が平成29年1月1日以降、新しく創設されています（さくら通信平成28年6月号にて既報）。

従来の医療費控除制度との違いは下表のとおりです。

	セルフメディケーション制度	医療費控除
対象者	自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族 ただし、健康の保持増進及び疾病の予防の取組として「一定の取組」を行うことが必要	自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族
適用時期	平成29年1月1日～平成33年12月31日	適用時期の制限なし
控除対象	スイッチ OTC 医薬品の購入費用	・医師又は歯科医師による診療又は治療の対価 ・治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価 など
控除金額の計算	控除対象医薬品の合計額－①－② ①保険金などで補てんされる金額 ②1万2千円	医療の合計額－①－② ①保険金などで補てんされる金額 ②10万円（その年の総所得金額等が200万円未満の人は総所得金額等の5%の金額）
控除限度額	88,000 円	2,000,000 円



セルフメディケーション税制の適用を受ける場合には、次の書類を確定申告書に添付または確定申告書の提出の際、提示する必要があります。

- (1)領収書（特定一般用医薬品等購入費に該当するものの金額が明らかにされているもの）
- (2)「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類

※なお、平成29年度税制改正法案において、医療費控除の領収書について、領収書の添付又は提示に代えて、医療費等の「明細書」を確定申告書に添付しなければならないとされ、セルフメディケーション税制の場合も同様に特定一般用医薬品購入費の「明細書」の添付が必要とされました。ただし現行法上も、電子申告の場合には、領収書の添付は省略ができます。



従来は、年間の医療費が10万円を超えないため、医療費控除を受けられなかったという方もセルフメディケーション税制であれば、適用が可能になるかもしれません。

まずは領収書を保管することをおすすめします。

（大寺）

お忘れではありませんか？

平成29年1月1日より65歳以上の方も
雇用保険の適用対象となります！！

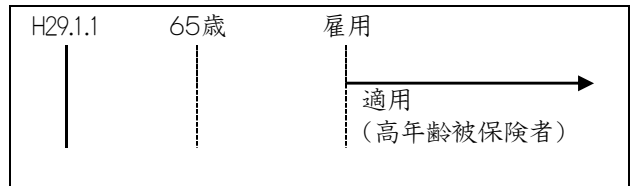


《雇用した場合の雇用保険の適用例》

《例1》平成29年1月1日以降に新たに雇用した場合

→ 雇用した時点から高年齢被保険者となりますので、雇用した日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

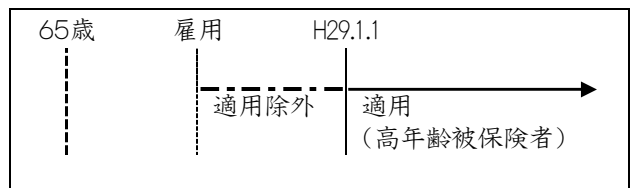
雇入れ後に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。



《例2》平成28年12月末までに雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

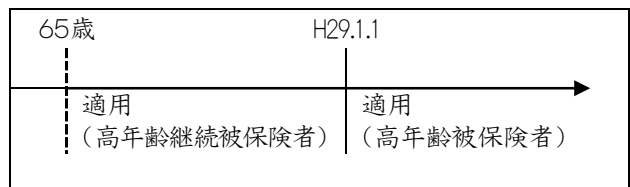
→ 平成29年1月1日より高年齢被保険者となりますので、平成29年3月31日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

平成29年1月1日以降に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。



《例3》高年齢継続被保険者である労働者を 平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

→ 自動的に高年齢被保険者となりますので、届出は不要です。



(西谷)

資産税係 ー入学にまつわるお金の話ー

春は入学シーズンです。入学祝や学費などを祖父母などからもらった場合の贈与税について、いくつかのパターンについて考えてみましょう。

① 入学金や授業料を祖父母が支払った場合

「次に掲げる財産の価額は、贈与税の課税価格に算入しない。(中略) 二 扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの(以下略)」(相続税法 21 条の 3)

税法上の扶養義務者とは、配偶者、直系血族(父母、祖父母)、兄弟姉妹、生計を一にしている三親等内の親族、などです。

したがって、祖父母が孫の学費を負担したような場合には、祖父母と孫は直系血族の関係にあるため、生計を一にしているかどうかにかかわらず、贈与税は非課税とされます。また、親に子の学費を負担するだけの十分な資力があっても、祖父母が負担した孫の学費に対して贈与税は課税されません。

② 授業料として祖父母からお金をもらった場合

「生活費又は教育費に充てるためのものとして贈与税の課税価格に算入しない財産は、生活費又は教育費として必要な都度直接これらの用に充てるために贈与によって取得した財産をいうものとする。」(相続税法基本通達 21 の 3-5)

必要な都度もらう教育費は非課税です。しかし、数年分を一気にもらって、余った部分を預金したり株式投資したりすると贈与税の課税対象となります。

③ 入学祝として祖父母からお金をもらった場合

「個人から受ける香典、花輪代、年末年始の贈答、祝物又は見舞い等のための金品で、法律上贈与に該当するものであっても、社交上の必要によるもので贈与者と受贈者との関係等に照らして社会通念上相当と認められるものについては、贈与税を課税しないことに取り扱うものとする。」(相続税基本通達 21 の 3-9)

入学祝い金の額が、社会通念上、常識的な範囲内であれば贈与税は課税されません。



(坂田)

10日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満:請負金額18,000万円未満の工事>(労働基準監督署)

5月1日 労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満1月~3月分)>(労働基準監督署)
 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
 預金管理状況報告(労働基準監督署)
 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

※ 世界保健デー(7日)

リスマネ委員会 —医療保険③ 公的医療保険制度を知ろう②—

2月号では、会社員などが加入する「健康保険」と、自営業者などが加入する「国民健康保険」で保障内容が異なることをお伝えしました。では、実際どのように保障内容が違うのか、一例を紹介します。

	健康保険 (協会けんぽ)	国民健康保険
治療費自己負担	- 義務教育就学前…2割(乳児医療費助成制度により全部または一部助成あり) - 義務教育就学以降70歳未満…3割 70歳以上…2割(一定以上所得のある方は3割。2014年3月31日以前に70歳になった被保険者等については1割)	
高額療養費	1ヵ月の医療費の自己負担額が「80,100円+(10割相当医療費-26万7,000円)×1%」を超えたとき、超過分が請求に基づいて払い戻されます(70歳未満、一般の方。一部例外あり)。	
傷病手当金	被保険者が病気やケガのために働くことができず、連続して3日以上勤めを休んだときに、4日目から、1日につき標準報酬日額の3分の2が支給されます。期間は1年半が限度(事業主から傷病手当金の額より多い報酬額の支給を受けた場合には支給されません)	なし
死亡時	埋葬費 50,000円 (被保険者とその家族以外が埋葬した場合は、50,000円の範囲内で実際に埋葬に要した費用が支給されます)	葬祭費 20,000円~70,000円 (各自治体によって異なりますので確認が必要です)

(さくらビジネス)

非営利法人 —公益法人等決算モデルスケジュール—

① 計算書類等の作成

・計算書類等
(財産目録、貸借対照表、正味財産増減計算書)
 ・事業報告
 ・附属明細書

② 監事の監査等の実施

・計算書類等、事業報告、附属明細書の監査を行い、「監査報告」を作成
 * 一般社団財団法人においては、公益目的支出計画実施報告書も監査対象

③ 理事会招集通知の発送

(理事会の日の1週間前まで)

④ 理事会の開催

代理人・書面による議決権行使は不可。

<決議事項>

・定時社員総会(定時評議員会)の開催(招集)の決定(日時、場所、議題等)
 ・計算書類等、事業報告、附属明細書、一般社団財団法人は公益目的支出計画実施報告書、公益社団財団法人は事業報告書等の承認

<決議後実施事項>

・計算書類等、事業報告、附属明細書、監査報告等の据置き
 * 定時社員総会(定時評議員会)の日の2週間前から5年間事務所に備えおくことが必要

中7日以上
あける

中14日以上あける

⑤ 社員(評議員)への招集通知

* 計算書類等、事業報告、監査報告を添付

中7日以上あるいは、社団法人で書面評決等を行う場合は中14日以上あける

⑥ 定時社員総会(定時評議員会)の開催

・計算書類承認
 ・理事による「事業報告」、公益目的支出計画実施報告書の報告
 * 評議員会は代理人・書面による議決権行使は不可

⑦ 貸借対照表の公告

・定時社員総会(定時評議員会)の終結後遅滞なく ・公告の方法は法人の定款の定めによる

(公益担当)

前回までで、予算の作成手法を解説しました。今回からは、予算と実績を比較して、決算の状況を把握して改善につなげていく分析手法について解説します。

実績が出たら、予算との比較を行って差異を把握したうえで、その差異理由を分析して来期以降に繋げていくことは、予算実績管理において最も重要な事項です。この事項を達成するために問題となってくるのが、差異理由の正確な把握です。特に、売上高・仕入高の差異理由については本業に関わることでありますから、より詳細に把握しておく必要があると思われます。経営者は、これらの理由を感覚で把握することができると思いますが、今回は、簡単な数値で把握する手法を紹介します。

ところで、売上高・仕入高の予算実績差異にはどのような理由が考えられるのでしょうか。色々考えられると思いますが、大別すると下記の2つとなるでしょう。

- ① 販売数量・仕入数量が予算と異なっていた ② 販売単価・仕入単価が予算と異なっていた

そこで、以下のような図を利用して、予算と実績の差異を3つに分解してみると、上記の理由による差異が数値で把握できます。

予算売上高 5,000万円	実績売上高 4,590万円
予算販売単価 10,000円	実績販売単価 10,200円
予算販売数量 5,000個	実績販売数量 4,500個

4,500	A	C
5,000		B
	10,000	10,200

この分解図のA～Cは、以下のような理由を示しています。

- A 販売数量の差異
B 販売単価の差異
C 両者が組み合わさった差異

次回は、この分解図の考え方、計算の方法を解説します。

(孝志洋)

医療係 ー整骨院、接骨院の法人成りー

多くの整骨院や接骨院は個人経営ですが、法人成りする(株式会社などにすることが出来ます。

では、個人経営と法人経営の違いとは何でしょう？ 主なものを紹介します。

- ① 所得を分散できる。(経営者に対して給料を支給することができる)
- ② 経営者に対する退職金が費用になる。
- ③ 生命保険料が費用(全部または一部)になる。
- ④ 社会保険の加入義務があるため、保険料負担は増えるが国民健康保険や国民年金に比べ、健康保険や厚生年金の方が保障が手厚くなる。
- ⑤ 赤字でも納付する税金(均等割)の負担がある。
- ⑥ 登記費用が必要になる。

など

(後藤)

4月の税務

- | | | |
|---|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者が
あるときは4月17日までに関係の市町村長に
要届出 2 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均
等割の申告
申告期限…5月1日(道府県及び市町村) 3 軽自動車税の納付
(1)賦課期日…4月1日
(2)納期限…4月中において市町村の条例で定
める日 4 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
納期限…4月中において市町村の条例で定め
る日 5 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の
納付 納期限…4月10日 | <ol style="list-style-type: none"> 6 2月決算法人の確定申告<法人税・消費税・
地方消費税・法人事業税・(法人事業税)・
法人住民税> 申告期限…5月1日 7 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期
間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費
税> 申告期限…5月1日 8 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る
確定申告<消費税・地方消費税> 申告期限…5月1日 9 8月決算法人の中間申告<法人税・消費税・
地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半
期分) 申告期限…5月1日 10 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11
月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・
地方消費税> 申告期限…5月1日 | <ol style="list-style-type: none"> 11 消費税の年税額が 4800 万円超の1月、2月決
算法人を除く(法人の1月ごとの中間申告(12月決
算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>
申告期限…5月1日 12 固定資産課税台帳の縦覧期間
4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期
限のいずれか遅い日以後の日までの期間 13 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出
の期間
市町村が固定資産の価格
を登録したことを公示した日
から納税通知書の交付を受
けた日後3月を経過する日ま
での期間等 |
|---|--|---|



さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いません。また特定の商品やサービスを奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181